災害援護資金貸付のご案内

1　災害援護資金とは

令和８年８月千葉豪雨・令和８年台風第２５号により、世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付けを行います。

申込期限：①令和８年８月千葉豪雨　令和８年１１月３０日(月)まで
②令和８年台風第２５号　令和８年１２月２８日（月）まで
受付時間：平日　午前９時００分～午後４時３０分
申 込 先：八千代市役所 健康福祉課 被災者支援業務班
場　　所：市役所本庁舎　地下１階　旧食堂内

2　対象となる世帯及び貸付限度額

（１）被災日（令和８年８月千葉豪雨：令和８年８月 13 日、令和８年台風第 25 号：令和８年９月 21 日）に、八千代市に居住する世帯

（２）次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね１か月以上の場合
家財及び住居に損害がない	―	１５０万円
家財のおおむね1/3以上が損害を受けた	１５０万円	２５０万円
住居が半壊した	１７０万円（２５０万円）	２７０万円（３５０万円）
住居が全壊した	２５０万円（３５０万円）	３５０万円
住居の全体が滅失・流失した	３５０万円	３５０万円

（住居の被害について）

・　（　　）の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取壊しなど特別の事情があるときの限度額です。

・　住居については，自己所有であることが原則です。ただし、賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

(世帯主の負傷について)

・　千葉県内での令和８年８月千葉豪雨・令和８年台風第２５号による負傷が対象となります。

（３）世帯の令和７年分の総所得が次の表の額未満であること。この額を超えると貸付けられません。

世帯の人数	１人	２人	３人	４人	５人以上	住居が滅失・流失した場合
総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	730 万円に１人増すごとに 30 万円を加えた額	は，世帯の人数にかかわらず、1,270 万円

※　総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3　貸付条件

利　　率	連帯保証人を立てる場合　　無利子 連帯保証人を立てない場合　　年１．５％（据置期間は無利子）
償還期間	１０年（据置期間を含む）
据置期間	３年（特別の事情がある場合は５年にすることもできます。） 特別の事情がある場合とは ①　今回の被災により世帯主が死亡または障害者となった場合 ②　生活保護世帯　または　市町村民税非課税世帯の場合 ③　今回の豪雨により住居が全壊・滅失・流失した場合
償還方法	年賦、半年賦又は月賦 元利均等償還（繰上償還可）

（連帯保証人を立てる場合の連帯保証人の要件）

① 能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人以外）であること。
② 弁済の資力を有すること。
③ 原則として、借入申込者と同一市町村内に居住していること。
④ 借入申込者と同一の世帯に属する者ではないこと。
⑤ 災害援護資金の借入申込者（借受人）となっていないこと。
⑥ すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと。

4 申込み

（１）借入申込者　　被害を受けた世帯の世帯主

（２）申込みに必要な書類

借入申込者	① 災害援護資金借入申込書（同封されています。） ② 罹災証明書　または　被災証明書　（八千代市が発行するもの） ③ 世帯全員の令和７年分所得証明書 ④ 医師の診断書（療養見込期間と療養概算額が記載されているもの） ※ 世帯主が負傷し、療養期間が１か月以上見込まれる場合必要となります。 ⑤ 世帯全員の住民票 ⑥ 振込口座の通帳の写し ⑦ 契約書等の写し（修繕・購入等に伴う見積書・領収書・契約書等の写し） ⑧ 被害の状況が分かる写真等の資料
連帯保証人	① 保証人の住民票 ② 保証能力を証明するに足りる書類 例として　・所得証明書　・源泉徴収票 ・固定資産評価証明書　・預金通帳の写し　など

状況により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

5 申込み後の流れ

（１）貸付の決定

借入申込書類については、八千代市役所で受付け後、県内４７市町村のこの事業を共同処理している千葉県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」といいます。）へ送付します。

総合事務組合において、「災害援護資金借入申込書」の記載内容、提出書類等を確認のうえ、貸付の可否を決定します。

審査の状況によっては、住居の建設・購入、修繕に関する契約書等、あらためて必要な書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類がすべてそろった時点で申し込みの受理となります。

損害の状況や資金の使途等によっては、希望額どおりの貸付けとならないことがあります。

貸付決定後、次の書類を総合事務組合から、八千代市役所を経由して借入申込者に送付します。

・承認された場合：①「災害援護資金貸付決定通知書」
　　：②「災害援護資金借用書」（署名・押印し提出するもの）

・承認されなかった場合：①「災害援護資金貸付不承認決定通知書」

（２）承認後の提出書類

① 提出書類　ア　災害援護資金借用書（署名・押印したもの）
　　イ　印鑑証明書（借受人と連帯保証人）
② 提 出 先　八千代市役所 健康福祉課 被災者支援業務班　（八千代市から総合事務組合へ送付）

（３）貸付金の振込み

総合事務組合が借用書等を確認したのち「災害援護資金貸付決定通知書」記載の期日に指定した口座に送金されます。

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、おおむね３週間後となります。

6　貸付金の償還方法

千葉県市町村総合事務組合の発行する納入通知書により期日までにお支払いいただきます。

口座振替（自動引き落とし）をご利用いただくことはできません。

7　ご注意

貸付金は、借用書の記載内容に沿って将来的に償還していただくものであり、償還免除が認められるのは次の要件に該当することとなった場合に限られます。

（償還免除が認められる事由）

① 災害援護資金の貸付けを受けた方が死亡したとき。（法定相続人がいる場合には免除不可。）

② 精神若しくは身体に著しい障害（地方税法施行令第７条の１５の７に規定する特別障害者の範囲）を受けたとき。

③ 破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき。

※　連帯保証人に償還能力があると認められる場合は、免除されません。

8　問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

八千代市役所　健康福祉課　被災者支援業務班
平日　午前９時００分～午後４時３０分
電　話：047-421-6757（直通）
メール：fukusi1@city.yachiyo.chiba.jp